



申告期限
平成20年
7月1日から31日まで

申告が
必要です！

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人

申告先は：
平成19年1月1日現在
にお住まいの市区町村
です。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された人は申告先をお間違えにならないよう、ご注意ください。

所得変動に伴う住民
税の還付を受けるため
には申告が必要になり
ます。

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額になった住民税相当額を還付します。



◆住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなり、全額負担になります。

◆平成20年度分住民税から、損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されました！

地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る目的で、地震保険料控除が創設されました。これに伴い、短期損害保険料控除は廃止されます。また、長期損害保険料控除は、平成18年12月31日までに締結したものに限り控除の対象となります。

●地震保険料控除 (対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料)

項目	控除内容	控除限度額
平成20年度 課税分から	地震保険料(支払額の1/2)	25,000円
	長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)	10,000円
	地震保険料と長期損害保険料がある場合はその合計	25,000円
	短期損害保険料(長期損害保険契約以外のもの)	廃止

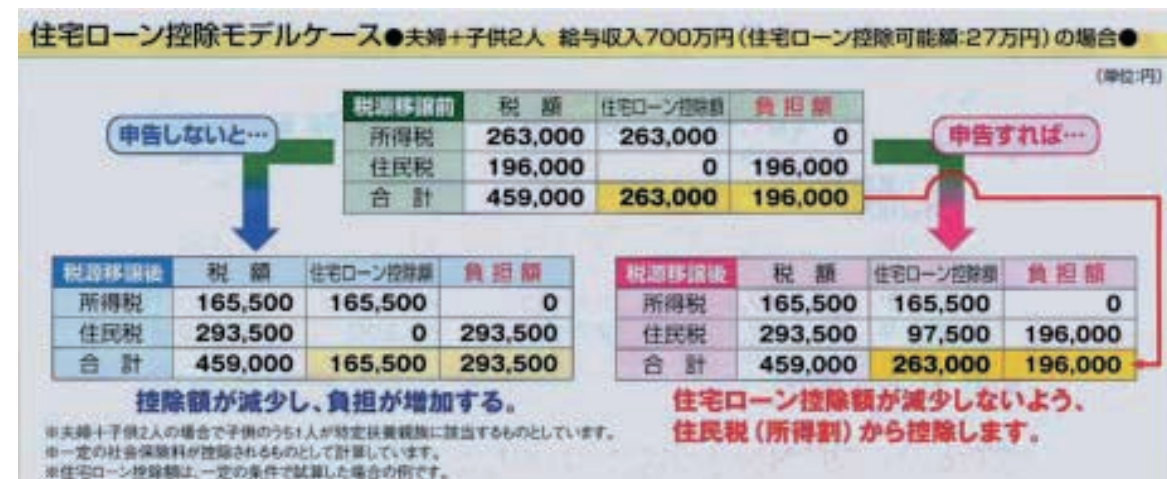


申告が
必要です！

申告期限
平成20年
3月17日まで

所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった人

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



●申告書の配付

申告書は「所得税の確定申告をされない人用」と「確定申告をされる人用」の2種類あります。用紙は、平成20年1月7日以降に税務課及び各総合事務所住民生活課で配付します。

平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています。